3　消費者庁長官は、前項の意見を踏まえ、再審査を行い、必要に応じ、当該特定保健用食品に係る法第二十六条第一項の許可を法第二十八条第三号の規定により取り消すものとする。

第六条　第四条第二項及び前条の規定は、法第二十九条第一項の承認について準用する。この場合において、第四条第二項及び前条中「法第二十六条第一項の許可」とあるのは「法第二十九条第一項の承認」と、前条第二項中「法第二十八条第三号」とあるのは「法第二十九条第二項で準用する法第二十八条第三号」と読み替えるものとする。

3　消費者庁長官は、前項の意見を踏まえ、再審査を行い、必要に応じ、当該特定保健用食品に係る法第二十六条第一項の許可を法第二十八条第三項の規定により取り消すものとする。

第六条　第四条第二項及び前条の規定は、法第二十九条第一項の承認について準用する。この場合において、第四条第二項及び前条中「法第二十六条第一項の許可」とあるのは「法第二十九条第一項の承認」と、前条第二項中「法第二十八条第三項」とあるのは「法第二十九条第二項で準用する法第二十八条第三項」と読み替えるものとする。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

告　示

○総務省告示第十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第六条第七項の規定に基づき、同項第三号に掲げる無線局の免許の申請期間等を次のとおり公示する。

平成三十年一月十一日

総務大臣臨時代理
国務大臣　梶山　弘志

一　申請期間
　平成三十年一月十二日（金）八時三十分から平成三十年二月十三日（火）十七時までの間
二　無線局の無線設備の設置場所とすることができる区域の範囲
　対地静止衛星軌道　東経百五十度±〇・一度
三　使用する周波数
　一二・二GHzを超え一二・七五GHz以下
四　その他免許の申請に資する事項
　同一軌道位置において、既に免許を受け運用している人工衛星局が存在することから、三に規定する周波数の電波の一部につき、使用できないことがある。
五　申請書の提出場所
　申請者の住所を管轄する、総合通信局又は沖縄総合通信事務所
六　問合せ先
　総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課衛星事業係　電話〇三（五二五三）五九〇一

○政治資金適正化委員会告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成三十年一月十一日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏　名
五三六二	二九、一二、一三	伊藤　富康
五三六三	二九、一二、一三	新井久美子
五三六四	二九、一二、一三	細名　洋平

○農林水産省告示第二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年一月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　福岡県八女市矢部村北矢部字駄羅迫四三五九の一、字赤谷九七四三、字ワタウチ一〇二三六、字大園一〇六九六、一〇六九七、一〇七〇八、字髙取上一一七四九、字鶴ノ上一二六六六の一
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年一月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　福岡県北九州市小倉南区大字貫字引尾二九二三の四、字裏山三八三一の三六
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年一月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　福岡県八女市星野村字松葉迫一八六六
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年一月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　愛媛県北宇和郡鬼北町大字父野川中一三〇七、一三〇八、一三一七、一三二三から一三二五まで
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　大字父野川中一三〇七・一三〇八・一三一七・一三二三・一三二五（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
　　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。）